「部」および「部長会」細則

第1章「部」

- 第1条 会則第3章第19条,第20条,および付則1項により,部の細則を定める。
- 第2条 部の加入、目的,役員構成、設置部名は会則第20条の通りとする。
- 第3条 部役員は下記の職務を行う。
 - (1) 部 長 部内を統率し,諸活動の中心となる。
 - (2) 副部長 部長を補佐し、代理する。
 - (3) 書 記 部会議や活動内容を記録し,文書を保管する。
 - (4) 会 計 部予算を請求し,金銭を出納し決算を行うなど会計事務にあたる。
- 第4条 体育系の部にはマネージャーを置くことができる。各部は役員を中心に随時, 部会議を開いて活動状況を点検し反省する。
- 第5条 部室および顧問教師は別紙の通りとする。
- 第6条 部活動においては常に顧問の指導を受ける。特に校外行事に参加する場合は校長の 承認のもとに必ず顧問が引率する。
- 第7条 部の成立は下記のすべての条件を要する。
 - (1) 部員数 10 名以上
 - (2) 顧問教師1名以上
 - (3) 生徒会組織図に記載されている部。ただし、特別の場合や新設については別に考慮する。
- 第8条 部長は役員および部員名簿を作成し、本部役員および顧問に届け出なければならない。
- 第9条 部長は年間活動計画と予算請求書を作成し、予算を受けることができる。
- 第 10 条 部は第 7 条の要件を欠いた場合,または年間を通して活動が常でなく、公式の試合もしくは行事等への不参加が続いた場合、生徒会本部役員会及び部長会で審査し、生徒議会及び職員会議の同意を得て同好会に降格または廃部にすることができる。

第2章「部長会」

- 第 11 条 各部の部長は部長会の構成員となり,部長会には互選により会長,副会長,書記(2 名)を置き,会の運営にあたる。
- 第12条 会長.副部長は会則第17条1項に規定する生徒議会の議員となる。
- 第 13 条 部長会の顧問教師は文化部,運動部の各部顧問のうちから各 1 名ずつ計 2 名があたり,部長会はその指導を受ける。

付則

- 1. この細則は昭和51年4月6日より施行する。
- 2. この細則の改正は生徒議会で議決し、顧問の承認を得て生徒総会に報告しなければならない。

平成 13 年 11 月一部改正